

**No. 48743**

---

**Japan  
and  
Mexico**

**Agreement on technical cooperation between the Government of Japan and the Government of the United Mexican States. Tokyo, 2 December 1986**

**Entry into force:** *24 December 1987 by notification, in accordance with article 12*

**Authentic texts:** *Japanese and Spanish*

**Registration with the Secretariat of the United Nations:** *Japan, 29 July 2011*

---

**Japon  
et  
Mexique**

**Accord de coopération technique entre le Gouvernement du Japon et le Gouvernement des États-Unis du Mexique. Tokyo, 2 décembre 1986**

**Entrée en vigueur :** *24 décembre 1987 par notification, conformément à l'article 12*

**Textes authentiques :** *japonais et espagnol*

**Enregistrement auprès du Secrétariat des Nations Unies :** *Japon, 29 juillet 2011*

日本国政府のために

倉成 正

メキシコ合衆国政府のために

B・セプルベダ

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもつて協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百八十六年十二月二日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

ものと同じの特権、免除及び便宜が与えられる。

2 この協定の終了は、両政府が明示的に別途の合意をしない限り、実施中の技術協力計画の完了の日まで当該計画に影響を与えるものではなく、また、当該計画に関する任務を遂行するためにメキシコ合衆国に滞在中の専門家及びその家族並びに調査団の構成員に与えられる特権、免除及び便宜に影響を与えるものではない。

## 第十二条

1 この協定は、日本国政府がメキシコ合衆国政府からこの協定の効力発生のために必要な憲法上の手続を了した旨の文書による通告を受領した日に効力を生ずる。

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、この協定から又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

### 第十一条

1 この協定の規定は、この協定が効力を生じた後に適用されるが、この協定が効力を生ずる前に両政府の間の合意に基づき実施されている個別の技術協力計画並びに当該計画を実施するためにメキシコ合衆国に滞在中の専門家及びその家族、調査団の構成員並びに当該計画を実施するためにメキシコ合衆国に持ち込まれた設備、機械及び資材については、この協定が効力を生じた後に、この協定の規定に従つて与えられる